



2021年3月11日

各 位

東京都中央区築地一丁目12番22号
菱洋エレクトロ株式会社
代表取締役 中村守孝
社長執行役員
(コード番号：8068 東証第一部)
(問合せ先)
執行役員管理本部長 高橋正行
(電話番号：03(3543)7711)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年3月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年4月28日開催予定の当社第61回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

(1) 株主総会の招集権者及び議長をあらかじめ取締役会で定めた取締役と変更

株主総会の招集権者及び議長を取締役社長としている現行定款第16条(招集権者及び議長)を、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集権者及び議長になるものと変更し、また、招集権者と議長を別個に定めることが出来るよう変更を行うものであります。これにより株主総会の運営を柔軟に行えるようになります。

(2) 取締役の定員の減員

昨今の経営環境の変化に対し、迅速に意思決定・監督機能を果たせるようにするため、また、執行役員制度の整備による経営体制の変化により業務執行機能を執行役員が担うことになったため、取締役の員数を現行の15名以内から10名以内に減員して取締役会をスリム化することとし、現行定款第20条(定員)につき所要の変更を行うものであります。

(3) 取締役の任期の短縮

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第22条(任期)につき所要の変更を行うものであります。

(4) 代表取締役選任の定めの新設

取締役会はその決議により当会社を代表すべき取締役を定めるものとする変更案第24条(代表取締役)を新設するものであります。会社法第362条第3項の定めを定款上も明確にするものであります。

(5) 役付取締役の定め廃止及び執行役員の定めの新設

当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して役割を明確化することで、取締役会の意思決定・監督機能を強化するとともに、より柔軟かつ迅速に業務を執行することを目的として、2021年2月1日付で従来の雇用型執行役員制度に加え委任型執行役員制度を導入するとともに、会長、社長その他の地位を執行役員としての役位であることを明確にいたしました。

これを定款上も反映すべく、現行定款第 25 条（役付取締役）の定めを廃止し、取締役会の定める執行役員規程による執行役員（役付執行役員を含みます）を置くことができるとする変更案第 25 条（執行役員）を新設するものであります。また、これに伴い第 4 章の題名を変更するものであります。

(6) 剰余金の配当等を取締役会の決議事項とする定めの新設及び所要の変更

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の定めに基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行えるよう、現行定款第 36 条（期末配当金）を変更案第 36 条（剰余金の配当等）に変更するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条（自己の株式の取得）を削除し、現行定款第 37 条（中間配当金）及び第 38 条（除斥期間等）について所要の変更を行うものであります。これは、災害、感染症の流行等、株主総会が開催できない事由がある場合の危機管理対策にもなるものであります。なお、会社法第 460 条第 1 項に基づく定款の定めは設けず、本変更は、剰余金の配当等についての株主総会決議を排除するものではありません。

(7) その他

以上の変更に伴い、条数の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 6 条（条文省略）	第 1 条～第 6 条（現行どおり）
<p><u>第 7 条（自己の株式の取得）</u> <u>当社は取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>	(削除)
第 8 条～第 15 条（条文省略）	第 7 条～第 14 条（現行どおり）
<p>第 16 条（招集権者及び議長） 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集しその議長となる。但し取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p>	<p>第 15 条（招集権者及び議長） 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集する。但し当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2. 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役がその議長となる。但し当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u></p>
第 17 条～第 19 条（条文省略）	第 16 条～第 18 条（現行どおり）
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役、 <u>取締役会及び執行役員</u>
第 20 条（定員）	第 19 条（定員）
<p>当社の取締役は<u>15</u>名以内とする。</p>	<p>当社の取締役は<u>10</u>名以内とする。</p>
第 21 条（条文省略）	第 20 条（現行どおり）
第 22 条（任期）	第 21 条（任期）
<p>取締役の任期は選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>取締役の任期は選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. (条文省略)</p> <p>第 23 条～第 24 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 25 条 (役付取締役) 取締役会はその決議により <u>取締役の中から取締役社長 1 名を置き、必要により取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p>第 26 条～第 35 条 (条文省略)</p> <p>第 36 条 (期末配当金) <u>当社の剰余金の期末配当 (以下「期末配当金」という。) の基準日は毎年 1 月 31 日とする。</u></p> <p>第 37 条 (中間配当金) <u>当社は取締役会の決議によって、毎年 7 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当 (以下「中間配当金」という。) をすることができるものとする。</u> (新設)</p> <p>第 38 条 (除斥期間等) <u>期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務をまぬがれるものとする。</u></p> <p>2. <u>未払いの期末配当金及び中間配当金には利息は付けないものとする。</u></p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>第 22 条～第 23 条 (現行どおり)</p> <p><u>第 24 条 (代表取締役) 取締役会はその決議により当社を代表すべき取締役を定める。</u></p> <p>第 25 条 (執行役員) <u>取締役会はその決議により執行役員を置くことができる。執行役員に関する事項は取締役会の定める執行役員規程によるものとする。</u></p> <p>第 26 条～第 35 条 (現行どおり)</p> <p>第 36 条 (剰余金の配当等) <u>当社は取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p> <p>第 37 条 (剰余金の配当の基準日) <u>当社の期末配当の基準日は毎年 1 月 31 日、中間配当の基準日は毎年 7 月 31 日とする。</u></p> <p><u>2. 当社は前項の他、取締役会の決議によって、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>第 38 条 (除斥期間等) <u>配当財産が金銭である場合 (以下「配当金」という。) は、その支払開始の日から満 3 年経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務をまぬがれるものとする。</u></p> <p>2. <u>配当金には利息は付けないものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2021 年 4 月 28 日

定款変更の効力発生日

2021 年 4 月 28 日

以 上